令和4年5月6日香川県公告(土地改良事業の適否決定)の一部を次のように訂正する。 令和4年5月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法	
	-
第8条第1項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業(単独	穿
県費土地改良事業(かんがい排水事業)西打地区)を行うことについて令和	児
4年4月26日適当と決定した。	4

訂正後

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和 4年5月13日から同年6月2日まで縦覧に供する。 訂正前

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法 第8条第1項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業(単独 県費土地改良事業(かんがい排水事業)西打地区)を行うことについて令和 4年4月26日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和 4年5月13日から<u>同月26日</u>まで縦覧に供する。